

かしこい消費者になろうと……

省エネルギー対策を学習

熱心に学習をする婦人たち

公会館において省資源問題を学習しました。

この日あつまつたのは婦人だけでしたが、講師にこのたけの参加があり、講師にこのたけの参加があり、

は婦人だけでしたが、講師にこのたけの参加があり、

消費者が、研修し、学ぶ。また、直射日光、ガスコンロなど村の消費者行政が、の近くは冷蔵効果がさがります。ドアの開閉はなるべく少員や連合婦人会にはたななし、開放時間にも気を配らなければなりません。

らしき。連合婦人会にはたななし、開放時間にも気を配らなければなりません。

(提出年会)

①年会費の引上げ(54.7実施)
53年度の全国消費者物価指数の上昇率に応じた年会額の引上げを特例的な措置として行う(3.4%)

(月額)

25年年会費 37,925円→39,225円
10年会費 23,925円→24,741円
5年会費 17,508円→18,108円
(8月から) 20,108円

障害年金

1級 48,133円→49,791円
2級 38,508円→39,833円

母子・単母子・遺児年金など

38,508円→39,833円

②老齢年金額の特例(54.8実施)

(被扶養年)

16,500円→20,000円

③保険料額の改定(55.4実施)

定期保険料 3,300円→3,770円

(被扶養年)

④年会費の引上げ(54.8実施)

53年度の全国消費者物価指数の上昇率を大きく上回る引上げ

老齢年会費 16,500円→20,000円

障害者1級 24,800円→30,000円

障害者2級 16,500円→20,000円

母子・単母子

21,500円→26,000円

⑤本人所得控除の緩和(54.8実施)

夫婦収入 20,2万円→208万円

⑥公的年金供給制度(54.8実施)

37万円→41万円

改正された国民年金のポイント

53年度の全国消費者物価指数の上昇率を大きく上回る引上げ

老齢年会費 16,500円→20,000円

障害者1級 24,800円→30,000円

障害者2級 16,500円→20,000円

母子・単母子

21,500円→26,000円

⑤本人所得控除の緩和(54.8実施)

夫婦収入 20,2万円→208万円

⑥公的年金供給制度(54.8実施)

37万円→41万円

国民年金法が改正

特例的に物価スライド

省エネルギーがさればれて工具の取りあつたいての

省エネルギー対策をいくつか

照合しませう。

が、その中で日常生活に欠けない石油エネルギーは今日々

☆冷蔵庫がムダな電気をたべてしまませんか。

工具の取りあつたいての

省エネルギー対策をいくつか

照合しませう。

熱心に字習をする婦人たち

熱心に字習をする婦人たち

熱心に字習をする婦人たち

熱心に字習をする婦人たち

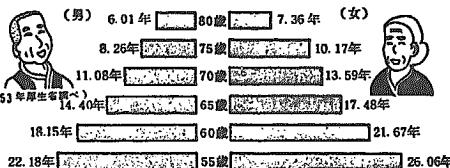
熱心に字習をする婦人たち

熱心に字習をする婦人たち

熱心に字習をする婦人たち

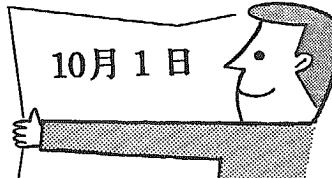
熱心に字習をする婦人たち

あと何年生きられるでしょう(平均余命)



※ 53年生存率(53年生存率)

昭和54年 就業構造基本調査



就業構造基本調査は、国、

地方公共団体などの雇用失業の基礎資料としている。

そのため、諸規制立場のための統計調査を行っている。

この調査は、全国の全世帯を代表するように選び出され

た世帯に、ふだん住んでいる

十五才以上の世帯員

約九十万の方々を対象として行われます。

ふだん仕事に従事している人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

約九十万の方々を対象と

して行われます。

ふだん仕事に従事している人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

いる人は、「ふだん

してある仕事の状態

や「仕事に対する希望意識」などを、

税金シリーズ

知っておきたい税金の知識

マイホームと税金



所轄税金から課税

所得税の住宅取得控除

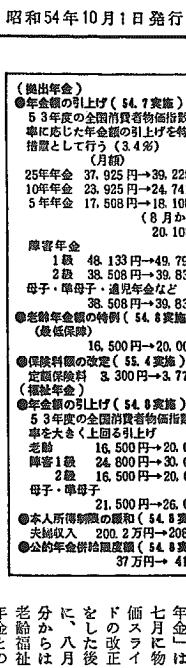
マイホームを新築したり、購入(新築されたものに限ります)したりしたときは、床面積に応じて最高3万円を、その住宅に居住した年から3年間、税金から控除できます。

また、民間の住宅ローン等を利用した人が、昭和53年1月1日以後に居住した場合には、返済額に応じて最高3万円が前記控除額に加算されて控除できます。

譲渡所得と税金

主な特別控除には、次のようないわゆる控除がありますが、申告が要件になっています。

- ①自分が住んでいる家と土地を売ったとき.....3,000万円
 - ②収用事業などのために、買取り申出の日から6ヶ月以内に土地などを売ったとき.....3,000万円
 - ③住宅公園の行う特定土地区画整理事業などのために土地を売ったとき.....2,000万円
 - ④特定の民間住宅地造成事業などのために土地などを売ったとき.....1,500万円
 - ⑤農地保有合理化などのために農地を売ったとき.....500万円
- なお、詳しくは税務署、税務相談室へお尋ねください。



年金との関係

老齢福祉

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※

※ ※ ※